

仕組預金 預入期間延長特約付円定期預金（最長10年満期 マルチ延長タイプ）

<愛称：パワーステップアップ預金>

契約締結前交付書面

（この書面は、法令等に基づく契約締結前交付書面です。）

この書面をよくお読みください。

この預金の特性について

- この預金は、「預入期間の延長に関する特約」が組み込まれた円定期預金です。
- お客さまは、この預金のお申し込みにより、この預金の預入期間の延長を任意に決定する権利を当行に付与することになります。
- 当行は、この預金の預入時から約3年が経過した時点以降1年ごとに、この預金の預入期間をさらに1年間延長するか否かを任意に決定します（お客さまに、この預金の預入期間の延長を決定する権利はございません。）。したがって、預入時において、この預金の最終的な満期日は確定しておりません。なお、この預金は最長で募集期間最終日の翌営業日の10年後の応当日（最終満期日）まで継続される可能性があります。
- お客さまは、この預金の預入期間の延長を決定する権利を当行に付与する代わりに、この預金の当初3年間の利息については、同時期に当行パワーフレックス円定期預金に3年間預け入れた利息よりも好利息を得ることができます。

この預金の注意点について

- 預入時において、この預金の最終的な満期日は確定しておりません。この預金の預入時から約3年が経過した時点以降1年ごとに、この預金の預入期間をさらに1年間延長するか否かは、当行のみが決定することができます。
- この預金は、期間延長決定の有無にかかわらず、原則として中途解約できません。ただし、当行がやむを得ないものと認めてこの預金の中途解約に応じる場合には、中途解約に伴う損害金をお客さまにご負担いただきます。お客さまにご負担いただく中途解約に伴う損害金の額は、中途解約時の市場実勢に応じて変動しますので、預入時点では確定していません。また、中途解約時の市場実勢によっては、この預金は、大きく元本割れする可能性があります。
- 必ず、最終満期日まで（約10年間）は使う予定のない、余裕資金でお預け入れください。仮に、預入時以降にまとまった資金が必要となった場合でも、この預金に預け入れの資金を最終満期日まで引き出せなくとも十分な流動性が確保されていることをご確認のうえ、お申し込みください。

手数料について

●この預金へのお預け入れ・お引き出しに際し、お客さまにご負担いただく手数料は特にございませ
ん。ただし、満期日前にこの預金を解約のうえこの預金の預入元金を引き出される場合には、中途解
約に伴う損害金をお客さまにご負担いただきます。中途解約に伴う損害金についての詳細は、後記
「中途解約について」をご参照ください。

期間延長の決定について

- この預金の預入期間は、インフレなど経済情勢の変化等により、「3年後以降1年ごとの市場金利」
が「各延長後のこの預金の適用利率」よりも高い場合に、期間延長が決定される可能性がより高
くなります。この預金の期間延長が決定された場合には、この預金の預入期間はさらに1年間延長さ
れ、最長で募集期間最終日の翌営業日の10年後の応当日（最終満期日）まで継続される可能
性があります。この預金の預入期間が延長された場合には、お客さまは、この預金にお預け入れの
資金を「各延長後のこの預金の適用利率」よりも高い市場金利で運用する機会を失うことになり
ます。
- 逆に、「3年後以降1年ごとの市場金利」が「各延長後のこの預金の適用利率」よりも低い場合
には、この預金の預入期間が当行により期間延長される可能性は低くなります。この預金の期間
延長が決定されなかった場合には、お客さまは、この預金にお預け入れの資金を「期間延長が決定
された場合に適用される適用利率」により運用することはできません。
- なお、この預金の期間延長は、「3年後以降1年ごとの市場金利」と「各延長後のこの預金の適用利
率」の比較結果のみにより決定されるものではありません。この預金の期間延長の決定に際して
は、「将来における金利の変動性」や「当行の資金調達環境」なども判断要素となりますので、上記
の記述が当てはまらない場合もあります。

[取扱銀行] 株式会社新生銀行

東京都千代田区内幸町2-1-8

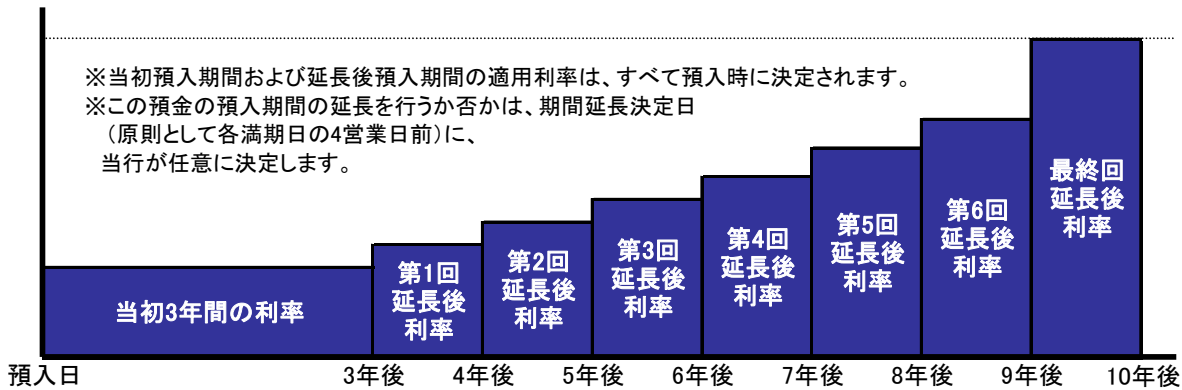
[商品説明] 下記の事項をよくお読みいただき、十分ご理解のうえで、お申し込みください。

1. 商品名	仕組預金 預入期間延長特約付円定期預金(最長10年満期 マルチ延長タイプ) 〈愛称: パワーステップアップ預金〉
2. 商品の概要	・「預入期間の延長に関する特約」が組み込まれた円定期預金です。 ・預入時において、この預金の最終的な満期日は確定しておりません。下記6で定める期間延長決定 日に、当行が、この預金の預入期間をさらに1年間延長するか否かを任意に決定します(お客さまに、 この預金の預入期間の延長を決定する権利はございません。) ・お客さまは、この預金の預入期間の延長を決定する権利を当行に付与する代わりに、この預金の当 初3年間の利息については、同時期に当行パワーフレックス円定期預金に3年間預け入れた場合の利 息よりも好利息を得ることができます。
3. 販売対象	パワーフレックス口座をお持ちの個人のお客さま
4. 預入通貨	円
5. 預入期間	3年*(当初預入期間)。自動継続のお取り扱いはございません。 ただし、下記6により当行が期間延長を決定した場合、この預金の預入期間は期間延長決定日直後 に到来する満期日からさらに1年間延長されます(当該延長後の満期日を次回満期日とします。)。預

	<p>入期間の延長後も期間延長の決定が繰り返し行われた場合には、この預金は最長で募集期間最終日の翌営業日の10年後の応当日(最終満期日)まで継続されることとなります。当行の決定により期間延長が行われなかった場合には、この預金は当該期間延長決定日直後に到来する満期日で終了します。</p> <p>*この預金については、当行所定の募集期間を設け、募集期間最終日の翌営業日の3年後の応当日を当初満期日とし、以降は、募集期間最終日の翌営業日の毎年の応当日を各期間延長後の満期日とします(なお、応当日が当行の休業日の場合には、その翌営業日を満期日とします。応当日が存在しない場合には、当該応当月の最終営業日を満期日とします。)。このため、実際の預入期間は、下記6の当行による期間延長の有無に応じた期間に、預入日から募集期間最終日までの日数が加算されたものとなりますので、この預金のお申込の際には、実際の預入日、当初満期日、期間延長決定日において期間延長がなされた場合の各満期日および最終満期日を必ずご確認ください。</p>
6. 期間延長	<p>期間延長決定日(原則として各満期日の4東京営業日前)に、次回満期日までの期間延長をするか否かを当行が任意に決定します。この期間延長の決定は、当行のみが行うことができます。</p>
7. 期間延長の判断	<p>・インフレなど経済情勢の変化等により、「3年後以降1年ごとの市場金利」が「各延長後のこの預金の適用利率」よりも高い場合には、期間延長が決定される可能性が高くなります。この預金の期間延長が決定された場合には、この預金の預入期間は次回満期日まで延長されることとなり、この場合、お客さまは、この預金に預け入れの資金を、「期間延長後のこの預金の適用利率」よりも高い市場金利で運用する機会を失うこととなります。</p> <p>・逆に、「3年後以降1年ごとの市場金利」が「延長後のこの預金の適用利率」よりも低い場合には、この預金の期間延長が決定される可能性は低くなります。この預金の期間延長がなされなかった場合には、この預金の預入期間は次回満期日までとなり、この場合、お客さまは、この預金に預け入れ資金を期間延長された場合に適用される金利により運用することはできません。</p> <p>・なお、この預金の期間延長は「3年後以降1年ごとの市場金利」と「各延長後のこの預金の適用利率」の比較結果のみにより決定されるものではありません。この預金の期間延長の決定に際しては、「将来における金利の変動性」や「当行の資金調達環境」なども判断要素となりますので、上記の記述が当てはまらない場合もあります。</p>
8. 預入方法	<p>一括預入。ただしお客さまのパワーフレックス口座の円普通預金からの振替入金に限ります。</p>
9. 最低預入金額・預入単位	<p>店頭による預入の場合 : 300万円以上、1円単位</p> <p>新生パワーコール(テレホンバンキング)による預入の場合 : 300万円以上、1円単位</p> <p>新生パワーダイレクト(インターネットバンキング)による預入の場合 : 50万円以上、1円単位</p>
10. 元金の払戻方法	<p>上記6による期間延長の有無に応じ、期間延長決定日の直後に到来する満期日または最終満期日に、お客さまのパワーフレックス口座の円普通預金へ入金することにより、一括して払い戻します。</p>
11. 適用利率	<p>当初預入期間 : 当初預入期間にかかる預入時の約定利率を適用します。</p> <p>延長後預入期間 : 延長後預入期間にかかる預入時の約定利率を当該延長後預入期間に適用します。</p> <p>具体的な利率については、店頭または新生パワーコールなどにてお問い合わせください。</p>
12. 利息の支払方法	<p>当初預入期間および各延長後預入期間にかかる利息は、当初各預入期間にかかる満期日にそれぞれお客さまのパワーフレックス口座の円普通預金へ入金することにより支払います。</p>
13. 利息の計算方法	<p>当初預入期間については預入日から当初満期日の前日までの日数、延長後預入期間については前回満期日から当該預入期間の満期日(最終回の場合は最終満期日)の前日までの日数につき、それ</p>

	<p>ぞれ付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算により算出します。端数は切り捨てます。</p>
14. 満期日以降の利息	<p>上記6の期間延長決定の有無に応じ、期間延長決定日直後に到来する満期日または最終満期日以降にお客さまのパワーフレックス口座の円普通預金へ入金されたこの預金の払戻金にかかる利息は、円普通預金利率を適用することにより計算されます。利払頻度、計算方法については、パワーフレックス円普通預金の商品説明書をご参照いただくか、または店頭もしくは新生パワーコールなどにてお問い合わせください。</p>
15. 中途解約の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・この預金の中途解約は原則としてできません。 ・当行がやむを得ないものと認め満期前解約に応じる場合、元本金額から満期前解約に伴い発生する解約日から最終満期日までのこの預金の再構築額およびそれに伴う費用を当行所定の計算により算出した金額を差し引いた金額を、お客さまのパワーフレックス口座の円普通預金へ入金します。この場合、元本割れが生じる可能性が高いです。 ・この預金の中途解約のお取り扱いについての詳細は、後記「中途解約について」をご参照ください。
16. その他手数料	<p>特にございません。</p>
17. 当座貸越サービス	<p>パワーフレックス口座の当座貸越サービスの対象外です。</p>
18. 付加できる特約事項	<p>ございません。</p>
19. 税金の概要	<p>利息は、源泉分離課税(国税15%、地方税5%)として課税されます。 詳しくは、お客さまご自身で公認会計士や税理士にご相談ください。</p>
20. 預金保険	<p>預金保険の定額保護の対象です。この預金は「決済用預金」ではありませんので、お客さまが当行にお預け入れの他の定額保護預金と合算して、元本1,000万円までとその利息のみが保護されます。</p>
21. 認定投資者保護団体	<p>当行が対象事業者となっている認定投資者保護団体はございません。</p>
22. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・相続や差押えなどにより、この預金が第三者に承継された場合でも、満期日前にこの預金解約される場合には、上記15に準じて処理されます。この場合、この預金を承継された方に、満期前解約に伴い発生する解約日から最終満期日までのこの預金の再構築額およびこれに伴う費用をご負担いただくこととなりますので、元本金額から満期前解約に伴い発生する解約日から最終満期日までのこの預金の再構築額およびそれに伴う費用を当行所定の計算により算出した金額を差し引いた残額のみが払い戻されることとなります。 ・必ず、最終満期日まで(約10年間)は使う予定のない、余裕資金でお預け入れください。仮に、預入時以降にお客さまの経済事情が変化し、まとまった資金が必要となった場合でも、この預金に預け入れの資金を最終満期日まで引き出せなくとも十分な流動性が確保されていることをご確認のうえ、お申し込みください。
23. お問い合わせ先	<p>店頭または下記までお問い合わせください。 新生パワーコール ☎0120-456-860</p>

商品イメージ図



中途解約について

この預金の中途解約について

- この預金は、原則として中途解約できません。
- 当行は、この預金をお申し込みいただいたお客さまの資金を、一定期間、金融市場にて運用します。万一、一部のお客さまから中途解約のご依頼があり、当行がやむを得ないものと認めてこの預金の中途解約に応じる場合には、中途解約日から最終満期日までの期間に対応する、中途解約される預金と同一条件の預金を新たに調達(再構築)しなければなりません。中途解約日から最終満期日までの期間に対応する、中途解約される預金と同一条件の預金を新たに調達する際には、中途解約時点での市場価格で計算された費用(以下「再構築額」といいます。)が発生しますので、この預金を中途解約される場合には、お客さまにこの再構築額をご負担いただくこととなります。また、中途解約日から最終満期日までの期間に対応する、中途解約される預金と同一条件の預金を新たに調達する際には、再構築額に加えて、再構築取引に伴う費用(以下、再構築額とあわせて「損害金」といいます。)も発生することがあります。この場合、かかる費用についても、中途解約をされるお客さまにご負担いただくこととなります。

中途解約時にお客さまにご負担いただく損害金の額について

- この預金の中途解約をされるお客さまにご負担いただく再構築額は、中途解約時における市場実勢により計算されますので、この預金のお申し込み時点において、確定的な再構築額をお客さまに提示することはできません。再構築額の計算は、中途解約時における「中途解約日から最終満期日までの期間(残存期間)に対応する市場金利」、「金利の変動性」、「この預金の適用条件」、および「当行の資金調達環境」などを要素として行われ、主に次の①ないし③の点から評価されます。

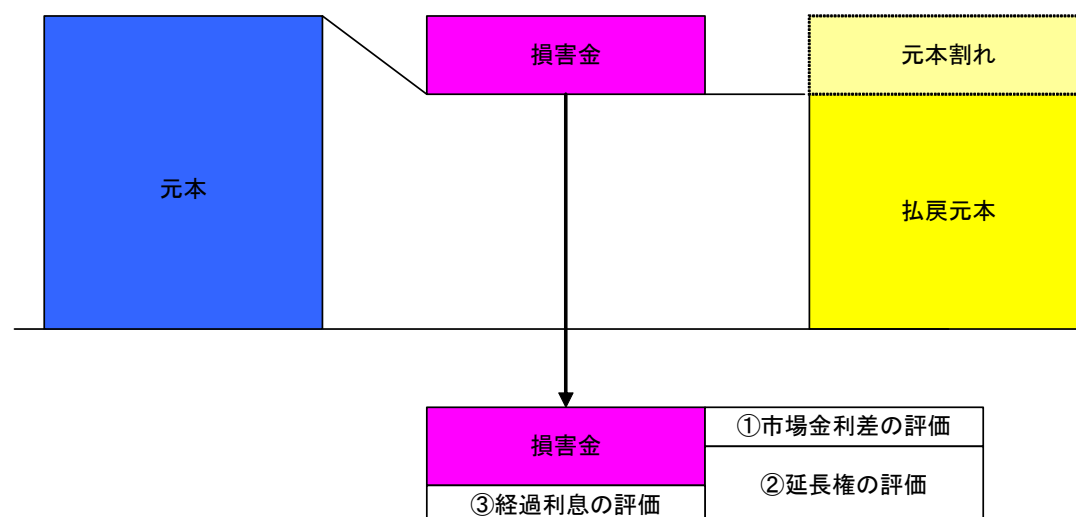
- ① 「この預金の適用金利」と「中途解約時の残存期間に対応する市場金利」との差
- ② 預入期間延長権の価値
- ③ 預入からの経過利息

- 再構築額は、当行が合理的と認める基準値を採用し、当行所定の計算方法により算出されますが、一般的に、市場金利が上昇すればするほど、また、お預け入れからの経過期間が短いほど、お客さまにご負担いただく再構築額は高くなる傾向にあります。市場金利との差は、「この預金の適用金利」と

「残存期間(中途解約日から最終満期日まで)に対応する市場金利」との差について残存期間分を評価することとなります。したがって市場金利上昇により金利差が拡大すること、残存期間が長いことは、再構築額が上昇する要因となります。また、預入期間延長権については、残存行使回数が多ければ多いほど、高い評価になり、残存期間が長く、残存行使回数が多いことは、再構築額が上昇する要因となります。

●ご参考ですが、基準日現在における金利水準によると、この預金への預け入れ直後にこの預金の中途解約をされた場合であっても、元本の4～5%程度の損害金をお客さまにご負担いただくことになると見込まれます。また、この預金の預入日から1年後の市場金利等の情勢が現在と同水準であると仮定した場合には元本の2～3%程度、この預金の預入日から1年後の市場金利が1%上昇していたと仮定した場合には元本の11～12%程度(1%の9年分上昇)の損害金を、それぞれお客さまにご負担いただくことになると見込まれます。この預金を中途解約されるお客さまにご負担いただく損害金は、中途解約時の市場実勢に応じて変動しますので、中途解約時における実際の金融情勢によっては、上記以上の水準になる可能性もあります。

損害金イメージ図



このイメージ図は、損害金の考え方を一般的に説明する目的で作成されたものであり、イメージ図中の各項目の大きさが、実際の金額を正しく表現しているとは限りません。